

令和8年度の新たな交通施策 について

令和8年3月
松田町

事業背景・目的

夜間（19時～21時）の移動の足がない状況にあり、学生及び勤労者、買い物等に不便な現状である。人口減少対策の一つとして、地域の移動の足の確保を目的としている。

事業概要

交通サービス	公共ライドシェア(自家用有償旅客運送)
運行形態	区域運行
法的区分	道路運送法78条2号
運行頻度	平日のみ、20時から21時 定時運行
運賃	1人600円
実施内容	路線バスが走っていない交通空白時間帯の地域住民の利便性向上に向けて、交通事業者が事業統括及び運行管理に協力いただく事業者協力型で公共ライドシェアを運行

運行期間

令和8年8月～令和9年1月

見込まれる事業効果

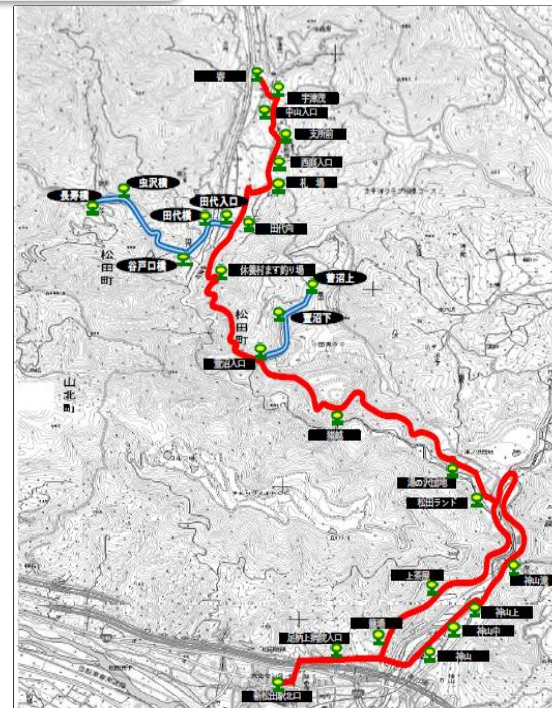
【定性・定量効果】

- ・運行期間中の利用者数は、6か月間で354人

【「交通空白」への効果】

- ・当該エリアの時間的・地理的な「交通空白」を解消

事業実施地域



松田町の寄地区

松田町の新松田駅から寄地区全域をカバーするように、定時発車にて公共ライドシェアを実施

事業イメージ



松田町の所有する車両を用いて、事業者協力型の公共ライドシェアの仕組みにより、新松田駅～寄地区の目的地まで、定時にて出発し、予約に応じて目的地まで輸送する区域運行を行う。

2. 自家用有償旅客運送(公共ライドシェア)を実施する者

- ・自家用有償旅客運送(公共ライドシェア)は以下の団体等が主体となって実施することができます。

- ・ **市町村**
- ・ NPO法人
- ・ 一般社団法人又は一般財団法人
- ・ (地方自治法に規定する)認可地縁団体
- ・ 農業協同組合
- ・ 消費生活協同組合
- ・ 医療法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 商工会議所
- ・ 商工会
- ・ 労働者協同組合
- ・ 営利を目的としない法人格を有しない団体

自家用有償旅客運送(公共ライドシェア)の種類

**交通空白地
有償運送**

福祉
有償運送

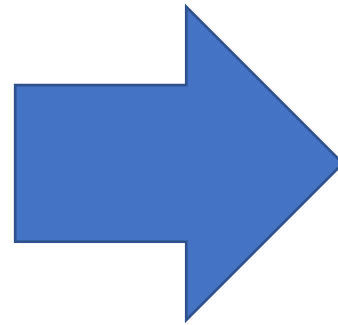
出典：国土交通省物流・自動車局旅客課
自家用有償旅客運送(公共ライドシェア)ハンドブック

3. ニーズに応じた自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）の種類

- ・地域の移動ニーズに応じて、適切な種類の自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）の導入を検討しましょう。

地域の移動ニーズ

「バス・タクシー事業者のサービス提供が困難な地域において、住民等」が外出するための移動手段を確保したい



交通空白輸送を行う 自家用有償旅客運送 （公共ライドシェア）

交通空白地 有償運送

市町村やNPO法人等が、交通空白地において、当該地域の住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送を行うもの

（バス・タクシー事業者が運行管理や車両整備管理に協力する「事業者協力型自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）」や、実際の運行を事業者に委託することもできる）

● 「公共ライドシェア」とは

◎道路運送法第78条第2号を適用し、市や非営利団体が主体となって、自家用車（白ナンバー）で、有償で運行するもの。→ 自家用有償旅客運送

◎運行管理や車両管理をノウハウのある交通事業者へお願いする。→ 事業者協力型自家用有償旅客運送

	2号（公共ライドシェア）	3号（日本版ライドシェア）
目的	交通空白地の解消 （主に過疎地域）	タクシー不足の解消 （主にインバウンド対応）
空白地（時間）の指定	地域公共交通会議での協議によ	国土交通省の指定による
実施主体	市町村もしくは非営利団	タクシー会社
車両	実施主体が準備	自家用自動車も可
運転者の雇用	実施主体が雇用 ※運行管理を交通事業者へ委託できるようになった。 「雇用も含めて運行管理」とすれば、交通事業者雇用も可	業務委託は認めず、タクシー会社が雇用する
対価の設定	地域公共交通会議での協議による（タクシー運賃の約8割までを目安）	タクシー運賃（事前確定）
特徴	<ul style="list-style-type: none">・法改正前は運賃設定の目安がタクシー運賃の1/2であったため、ボランティア的な運行がほとんどであり、安全面や継続性に不安があった・「事業者協力型」として、交通事業者の参画も認められたため、安全面は向上している	<ul style="list-style-type: none">・配車アプリの使用を前提として、データに基づく公共交通議論の促進につなげる・タクシーが不足する時間帯や曜日などの穴埋めとしての性質

道路運送法（抜粋）

- （有償運送）
- 第78条自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。
 - 1 災害のため緊急を要するとき。
 - 2 市町村、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。
 - 3 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。
- 第79条自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

運行概要（案）	
事業主体	松田町
協力事業者	町の交通事業者から委託 ※運行と車両の管理を実施
運行形式	区域運行 定時にて運行し、運行ルートは定めず、乗客の希望に応じて所定の区域へ
運行時間	20時台・21時台の定時にて新松田駅より寄地区
運行期間	令和8年8月3日（月）から令和9年1月29日（金）まで ※継続については、利用状況を見て判断する ※土日祝は運行しない ※年末年始の町役場閉庁日は運行しない
車両	町で用意するハイエース1台（10名乗り/乗客8名定員） ※予備車も用意する（町の公用車）
運転者	町の交通事業者から委託
運賃	1乗車600円
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・事前登録は不要とし、誰でも利用可能。新松田駅から先着にて乗車※今後検討 ・乗車時に運賃を支払う ・支払い方法は、キャッシュレス決済又は現金とする※今後検討

- ◆ 運行車両
- 実走車：10人乗りのワゴン車1台
- 予備車：8人乗りのワゴン車1台
- 自家用有償旅客運送として運行していることが識別できるように、車体にマグネットシートを貼る。

実走車の車内イメージ



- ◆ 運転者
- 協力事業者（町の交通事業者）から手配
- プロの運行により安全を確保
- 協力事業者（町の交通事業者）から手配により降車箇所を口頭にて伝えることも対応可能。

